

血圧計導入促進助成金交付要綱

令和7年3月26日 制定

陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

（事業趣旨）

第1条 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部（以下「支部」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象機器）

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

（助成額）

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、助成金を交付しない。

2 助成金の限度額は別に定める。

（実績報告及び助成金の請求）

第4条 事業者は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、支部が全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。ただし、前年度会費未納の会員については助成対象外とする。

（助成金交付）

第5条 支部は前条の実績報告書の提出があったときは、やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第6条 支部は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、支部が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ支部、地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は令和6年4月1日より適用する。

令和7年度 血圧計導入促進助成事業実施要領

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 宮崎県支部

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

250,000円

3. 助成対象者

陸災防宮崎県支部宮崎県支部の会員事業者で、中小企業者を対象とする。ただし、前年度会費未納の会員については助成対象外とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、全日本トラック協会交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）と同様する。

5. 助成額

（1）血圧計の取得価格の1／4・上限2万円

6. 実施期間本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日～令和8年3月15日までとする。

※なお、上記期間内であっても、予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

7. 留意事項

（1）助成対象機器についてメーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。（2）導入方法について

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和7年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品を除く）について助成対象とする。

（３） 助成額について血圧計の取得価格の1／4（上限2万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

（４） 国の補助金との併用について

国等から補助金が交付された場合は、助成金は交付しない。

（５） 血圧計の導入確認について

血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

（６） 助成金の交付について

交付要綱第5条に定める助成金の交付は、前号の実績報告書（助成金交付請求書）に基づき、交付決定通知（共通様式1）を行い、原則として、翌月末日までに支払うこととする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以上

年 月 日

血圧計導入促進助成金交付申請書

一般社団法人 宮崎県トラック協会長 殿

陸運労災防止協会宮崎県支部長 殿

申請者住所会社名

代表者名[㊞] 担当者名

(mail)

血圧計導入促進助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記のとおり申請します。

記

1. メーカー・機器名 :

2. 導入営業所名 ;

3. 取得価格 : 円 (消費税抜き)

4. 助成額 : 円

5. 購入年月日 : 年 月 日

6. 振込先銀行口座: 銀行名 : 銀行・信用金庫
支店名 : 支店
預金 : 普通・当座口
座番号 : 口座名義 :

※血圧計の型式が書かれた領収書の写し、事業実績報告書の写しを添付してください。

